

広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務に係る 公募型プロポーザル手続開始の公示

令和3年11月15日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (3) 業務内容
別紙の「広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
1, 936, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 受託業者の選考方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市内に拠点をもつ者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 営業実態があること。

3 説明書、仕様書等の配布方法

説明書、仕様書等は、本市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札・発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和3年度案件」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は次により配布する。

- (1) 配布期間
公示日から令和3年12月10日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。
午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 配布場所
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
電 話：(082) 504 - 2676
F A X：(082) 504 - 2253
E-mail：kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

- (1) 申込期間
公示日から令和3年11月24日(水)までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出場所
前記3(2)に同じ。
- (3) 提出方法
参加資格確認申請書(様式1)をはじめ必要な書類を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。
- (4) 参加資格確認結果の通知
令和3年11月30日(火)までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

- (1) 仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 公示日から令和3年11月24日(水)までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、11月24日(水)は正午まで)
 - イ 受付場所 前記3(2)に同じ。
 - ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書(様式2)に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和3年12月10日(金)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで(12月10日(金)は正午まで)閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 提案書の提出期限、提出場所等

- (1) 提出期間 公示日から令和3年12月10日(金)正午
- (2) 提出場所 前記3(2)に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

7 受託候補者の特定

- (1) 提案書の審査は、広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 受託候補者特定基準
説明書による。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 次に掲げる応募は、無効とする。
 - ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募
- (3) その他、詳細は説明書による。